

「重要土地等調査法」の届出制度について

重要土地等調査法では、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域を、注視区域・特別注視区域として指定し、区域内の土地等では機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握する調査を行います。

特別注視区域内では、面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には、あらかじめ内閣府に届出をすることが必要になります。

宅地建物取引業者の皆様におかれましては、特別注視区域内における土地・建物の売買等の仲介等を行う際に、**重要土地等調査法に基づく届出義務について、当事者に対して重要事項として説明することが必要**となりますので、適切にご対応いただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

届出様式や記載要領は内閣府ホームページの「届出について」のページに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

群馬県内の特別注視区域（※令和8年7月時点）

<対象自治体>

○高崎市 ○渋川市 ○北群馬郡榛東村 ○北群馬郡吉岡町

<対象施設>

○相馬原駐屯地

※売買等の対象となる土地・建物が上記特別注視区域に含まれるかどうかについては、下記内閣府ホームページをご確認ください。なお、重要土地等調査法に基づく注視区域・特別注視区域図に関し、届出を行う利用者の利便性の向上を目的として、内閣府ホームページ内に「重要土地ウェブ地図」を公開しておりますのでこの機会にご活用ください。

★令和8年4月～、以下事項を改正しておりますので、ご確認をお願いいたします

（届出様式の改正）

○法人代表者の国籍等について、該当するかどうかだけでなく、該当する場合は当該代表者の国籍等を記載いただくことや、利用目的について、届出人が自由記述する形ではなく、凡例の中から選択いただく形とする、等の改正を行いました。

（オンライン届出の拡充）

○これまで、売主と買主が連名で届出を行う場合等、オンライン届出ができないケースがありましたが、そういった場合でもオンライン届出が可能となりました。ぜひ、オンライン届出をご活用ください。

内閣府ホームページ

URL⇒ <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/>
または、「内閣府 重要土地」で検索



重要土地ウェブ地図

URL⇒ <https://www.resum2.go.jp/>

